

第1回薄川流域協議会 要旨

日時：平成15年9月20日(土) 15:30 ~ 18:00

場所：長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

次 第

- 1 開 会 (奈良井川改良事務所長)
- 2 挨拶 (松本建設事務所長)
- 3 長野県河川流域協議会設置要綱および要領
- 4 会員および関係行政機関職員の自己紹介
- 5 座長選出
- 6 座長挨拶
- 7 議 事
 - (1)薄川流域協議会会則について
座長代理指名
 - (2)長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申について
 - (3)長野県の方針について
 - (4)討 議

資 料

長野県河川流域協議会設置要綱	資料 - 1
長野県河川流域協議会運営要領	資料 - 2
薄川流域協議会会則(案)	資料 - 3
長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申	資料 - 4
長野県の方針	資料 - 5

会員申込書・意見書

資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、里山辺出張所で縦覧できます。

会員数

会員数 36名 (出席会員数 28名)

内 容

- 1 長野県河川流域協議会設置要綱及び運営要領について、説明を受けました。
- 2 会員全員が、氏名、居住地、薄川との関わり、薄川の治水に対する意見・提言、応募理由などについて、ひとり2分程度で自己紹介を行いました。
- 3 座長の選出について、
「薄川治水対策促進市民の会」から多くの人が来ているので、その中から選出したらどうか。

自己紹介だけですぐに決めるのはどうか。誰がどのような考えか分からないので、次回決めたらどうか。

議事進行経験のある人、座長をやる気のある人で、立候補制でやったどうか。

といった意見が出されました。この3つの意見に対し挙手を行ったところ、に賛成が3名、21名、2名となり、第2回協議会で座長を選出することになりました。

- 4 薄川流域協議会の会則(案)について事務局から提案を受けました。第2回協議会で座長が決定してから、案について討議を行い、会則を決定することになりました。
- 5 長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申、薄川に関する治水対策の長野県の方針について事務局から説明を受けました。
- 6 薄川流域協議会は、原則として、平日の夜間に開催することになりました。
- 7 次回の協議会は10月上旬に開催することになりました。

質疑・会員からの意見

〔質問〕 薄川の治水対策を検討するにはたくさんのデータが必要になるので、治水・利水ダム等検討委員会で検討した資料も協議会にだしてほしい。

〔回答〕 本日は、第1回の協議会だったので、これまでの経過について概略を説明しました。第2回以降に、資料をだしていきたいと考えています。

〔質問〕 治水・利水ダム等検討委員会の答申の内容について検討を行い、薄川の治水対策を具体的にどうしていくか協議会で決めてよいか。

〔回答〕 答申をもとに、基本高水流量の見直し、改修計画原案を事務局が作成します。原案ができ次第、協議会に諮り、御意見を頂く形で進めていきたいと考えています。

〔質問〕 治水安全度1/80とはどういうことなのか。

〔回答〕 80年に1回起きると考えられる洪水に対して安全という意味です。

〔質問〕 答申の中で、2ページの5)に「想定以上の大規模な洪水にも安全に対応できるよう、洪水情報の提供や避難対策等のソフト面の対応が必要である。」と書いてあるが、溢れた水の処理方法(ハード対策)までは含まれていないのか。また、浸水被害を最小限に抑えるためのソフト対策も含まれていないのか確認したい。

〔回答〕 洪水情報の提供や避難対策等を考えており、質問にある内容までは含んでいないと考えます。

〔質問〕 この協議会で検討する、薄川とはどこまでの範囲か確認したい。

〔回答〕 大仏ダム予定地から下流の薄川と、薄川合流後の田川、さらに田川合流後の奈良井川の松島橋付近までを考えています。

〔質問〕 河川だけでなく、上流域の森林も含め、総合的な検討を行うということによいか。

〔回答〕 協議会での検討範囲については、協議会の中で決めて頂くようになります。